

長浜市選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における共通投票所を開く時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第6項の規定において準用する同法第40条第1項の規定により次のとおり繰り下げるので、同法第41条の2第6項の規定において準用する同法第40条第2項の規定により告示する。

令和7年7月3日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

1 開く時刻を繰り下げる投票所

共通投票所 イオン長浜店（2階特設会場）

2 投票所を開く時刻

午前10時